

# 県営中山間地域総合整備事業

## <事業目的>

基幹産業である農業の生産条件が不利なうえに高齢化、過疎化等に伴う集落機能や多面的機能の低下が懸念される中山間地域のうち、農業生産活動を通じた「活性化」に意欲のある地域を対象として、それぞれの立地条件や営農形態に沿った農業の展開方向を探り、農業農村の活性化を図るとともに、地域における定住の促進、国土・農村環境の保全等を支援します。

## <背景／課題>

地理的、経済的及び社会的条件に恵まれず土地利用型である農業の生産性の低い中山間地においては、財政上、農業そのものの構造改善を進め難い状況にあり、加えて高齢化・過疎化の進行等により、農業・農村の活力が低下している状況です。

## <事業内容>

- 1 農山漁村地域整備交付金
  - ①農業生産基盤整備
  - ②農村生活環境基盤(負担割合：国 55%、県 30%、市町村その他 15%)
- 2 農業競争力強化農地整備事業[農地整備事業(中山間地域型)]
  - ①農業生産基盤整備
  - ②営農環境整備(負担割合：国 55%、県 27.5%、市町村 17.5%)

※ 農地の集積条件あり
- 3 中山間地域農業農村総合整備事業
  - ①農業生産基盤整備
  - ②農村振興環境整備(負担割合：国 55%、県 32%、市町村その他 13%)
- 4 農業経営高度化支援事業(中山間型)
  - ①高度土地利用指導事業(負担割合：国 55%、県 45%)
  - ②高度土地利用調査・調整事業(負担割合：国 55%、市町村 45%)
  - ③高度経営体集積促進事業(負担割合：国 55%、県 22.5%、市町村 22.5%)

※ ①及び②は2のハード事業実施期間中、毎年度実施

※ ③は2のハード事業完了後に一定割合以上の農地集積結果に応じて総事業費に交付割合を乗じた費用を交付

## <事業主体>

- 1、2、3、4の①：県
- 4の②、4の③：市町村

<採択要件>

地域振興5法指定等の指定を受けていること。

1 農山漁村地域整備交付金

一般型、生産基盤型、広域連携型があり、受益面積要件（生産基盤型：20ha以上、一般型、広域連携型：60ha以上）を満たすこと。

2 農業競争力強化農地整備事業[農地整備事業（中山間地域型）]

事業完了時における農地集積率等の増加が確実に見込まれ、受益面積要件（10ha以上）を満たすこと。

3 中山間地域農業農村総合整備事業

地域の特色を活かした営農を持続していくための取り組み等を実施し、受益面積要件（おおむね10ha以上）を満たすこと。

4 農業経営高度化支援事業（中山間型）

目標年度において、事業受益面積に占める中心経営体の農地面積が55%以上となること。

【お問い合わせ先：農地整備課 生産基盤班 096-333-2412】

## 中山間地域総合整備事業の概要

- 熊本県面積の75%を占め、平坦地域と比較して自然的、社会的及び経済的に不利な条件を有している中山間地域において農業及び農村が適正に維持保全され、付加価値の高い農業の推進と定住促進を図るために、農業生産基盤及び農村環境整備、施設整備を実施します。

令和4年度 実施地区 20地区

## 整備のイメージ



## 平坦地域



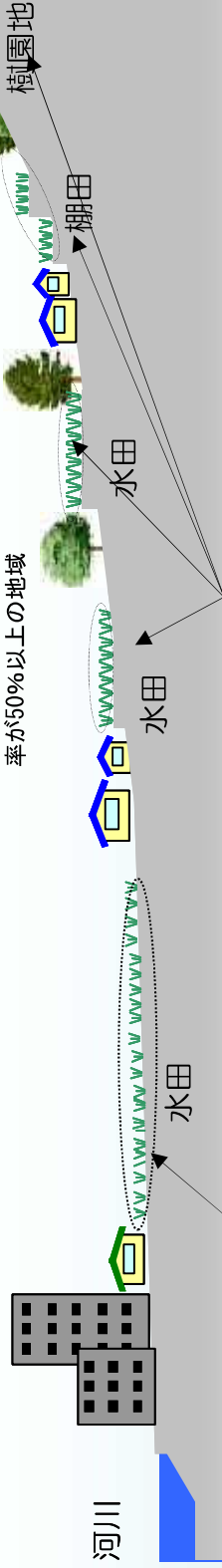
労働生産条件、土地生産条件等に恵まれた平坦地域

## 中山間地域

自然的、経済的、社会的条件に恵まれず、農業の生産条件が不利な地域  
(過疎、山村、特農、離島、半島の指定地域) 5法指定地域



主傾斜度がおおむね100分の1以上の農用地面積が当該地域の全農地面積の50%以上を占め、かつ、林野率が50%以上の地域



優良農地については、経営体育成基盤整備事業やかんがい排水事業等で効率的に基盤を整備

平坦地域に比べ、生産条件が劣る中山間地域において、単独事業の採択要件を満たさない基盤の整備については、**中山間総合整備事業等で総合的に実施**



# 中山間地域基盤整備加速化事業

## <事業目的>

本事業により条件不利地である中山間地域において、農地集積への取組度合等に応じ「農地集積促進費」、「基盤整備促進費」を交付し、「ほ場整備」等にかかる農家負担の軽減と基盤整備の推進を図ります。

## <背景／課題>

- 中山間地域は、平坦地域に比べ基盤整備（ほ場整備）等が進んでおらず、それが農地集積の遅れや耕作放棄地の発生リスクの要因となっています。
- 中山間地域の基盤整備については、平坦地域の基盤整備に比べ、反当り整備費が高いため農家負担率は低く設定されているものの、平坦地域においては、農地集積状況に応じて促進費が交付されることにより農家負担が軽減され、実質農家負担は平坦地域の方が低くなっています。

## <事業内容>

### 中山間地域基盤整備加速化事業

#### (1) 農地集積促進費

耕作放棄の発生防止、担い手への農地集積、農地中間管理機構（以下「機構」）への農用地貸出し等の達成目標に応じて、事業費に係る農家負担を軽減するための促進費を助成

#### ○助成額

中山間地域における基盤整備（ほ場整備）の総事業費に下表の助成割合の合計値を乗じた額。助成割合の合計は、農家負担割合を上限とする。

(1) 農地集積促進費		
項目	詳細	助成割合 (%)
農地中間管理機構への農地貸出し (貸出率)	受益面積の80%以上	3
	受益面積の50%以上	2
	受益面積の10%以上	1
担い手への農地集積 (農地集積率)	受益面積の80%以上	3
	受益面積の50%以上	2
	受益面積の30%以上	1
担い手への農地集約化 (面的集積率)	担い手への面的な農地集約が50%以上	1
新たな担い手の確保	企業、JA、地域外担い手等の確保	1
未同意者、耕作放棄地の交付対象事業工区への取り込み		1

○負担割合

県 1/2、市町村 1/2

○採択要件

①農地中間管理機構への農用地貸し出し、担い手への農地集積を定めた「集積計画」を策定すること。

②人・農地プランが作成され中心経営体（担い手）が位置づけられていること。

(2) 基盤整備促進費

機構と連携した農地集積を実施するための計画を作成し、重点実施区域に指定された場合、非公共予算の活用に必要な農家負担を軽減するための促進費を助成

○助成額

交付対象事業の当該年度に要する事業費に2.5%を乗じた額。

○負担割合

県全額

○採択要件

①機構と連携した農地集積を実施するための計画を作成すること。

②機構が設置する重点実施地区であること。

# 農業農村整備推進交付金事業

## <事業目的>

本県農業の持続的発展を図るために、市町村や土地改良区等が実施する農地や農業水利施設などの農業生産基盤整備等の整備に対し、県が交付金として支援します。

## <背景／課題>

- ・国庫補助の団体営事業や県の単独補助事業等により、農地や農業用水利施設等の整備を進めているものの、複数事業を実施する市町村は事業毎に同様の手続きを幾つも行う必要があり、事務処理が膨大で、市町村の自主性や創意工夫の発揮が困難な状況でした。
- ・そこで、市町村等が実施する団体営事業に対する県の補助金を整理統合し、平成21年度に本交付金を創設しました。
- ・本交付金の創設により、事務処理を簡素化するとともに、交付金の各事業への充当を市町村の裁量にしたことで、市町村の自主性や創意工夫の発揮を可能としました。

## <事業内容>

- 1 一部団体営事業の上乗せ支援
  - ・交付要項に定められた団体営事業について、事業毎に定める交付率に基づき予算の範囲内で交付します。
- 2 特認事業（単県事業）
  - ・特認事業は国の補助事業の対象とならないような小規模な事業が対象です。
  - ・また、地域で集落ビジョンを作成することで事業要件をさらに緩和するなどの対策を実施しており、定額事業（機械リース代、材料代等が補助対象）も実施可能です。
  - ・詳細については別紙（別表2）を参照ください。

## <事業主体>

市町村、土地改良区等

## <補助率>

- 1 : 10/100~25/100 以内
- 2 : 2/5~1/2 以内

## <採択要件>

- 1 : 一部団体営事業の上乗せ支援 別表1の実施要件のとおり。
- 2 : 特認事業（単県事業） 別表2の実施要件のとおり。

【お問い合わせ先：農村計画課 農村企画班 096-333-2468】

別表1(第2条関係)

番号	事業実施主体	交付対象事業	実施要件等	メニュー名称(交付金対象事業名)	交付率(%)
1	農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け2農振第2325号農林水産省農村振興局長通知)第20の2の(1)に定められたものうち都道府県以外の実施主体	農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け2農振第2325号農林水産省農村振興局長通知)第20の2の(2)の(イ)に基づく事業	農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領(平成28年4月1日付け2農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)の別表2の事業のうち次の要件種別(事業メニュー①~⑧)に基づく事業ただし、同要領第8の2の(26)に基づくものとする。	①農山漁村振興交付金(農業用排水施設事業) ②農山漁村振興交付金(農業用道路事業) ③農山漁村振興交付金(暗渠排水事業) ④農山漁村振興交付金(客土事業) ⑤農山漁村振興交付金(区画整理事業) ⑥農山漁村振興交付金(農地造成事業) ⑦農山漁村振興交付金(農用地保全事業) ⑧農山漁村振興交付金(交換分合事業)	15
2	国土造成施設管理体制改革促進事業実施要綱(昭和60年4月26日付け60構改D第302号農林水産事務次官通知)第31に定められた事業実施主体	国土造成施設管理体制改革促進事業実施要綱(昭和60年4月26日付け60構改D第302号農林水産事務次官通知)に基づく事業	国土造成施設管理体制改革促進事業実施要綱(昭和60年4月26日付け60構改D第302号農林水産事務次官通知)の第20の2の(1)に定める事業のうち以下の事業 ①管理体制整備の推進活動 ②管理体制の整備・強化に対する支援	①国土造成施設管理体制改革促進事業(推進事業) ②国土造成施設管理体制改革促進事業(支援事業)	(24) ① 25 (19) ② 20
3	水利施設管理強化事業実施要綱(令和3年3月29日付け2農振第3534号農林水産事務次官通知)第31に定められた事業実施主体	水利施設管理強化事業実施要綱(令和3年3月29日付け2農振第3534号農林水産事務次官通知)に基づく事業	水利施設管理強化事業実施要綱(令和3年3月29日付け2農振第3534号農林水産事務次官通知)第2の1に定められた事業	水利施設管理強化事業	(19) 20
4	農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2098号農林水産省事務次官通知)第20の2の(1)に定められたものうち都道府県以外の実施主体	農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2098号農林水産省事務次官通知)に基づく事業のうち、第20の1の(2)の①のアの(ア)(イ)(ウ)に基づく事業のうち調査設計	農山漁村地域整備交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2128号農林水産省農村振興局長通知)別紙1-1、別紙2、別紙3-1に定められた事業のうち調査設計事業	団体宮調査設計事業	25
5	農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2092号農林水産省事務次官通知)第20の2の(1)に定められたものうち都道府県以外の実施主体	農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2092号農林水産省事務次官通知)に基づく事業のうち調査設計	農山漁村地域整備交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2128号農林水産省農村振興局長通知)別紙4-1に定められた事業のうち調査設計事業	農山漁村地域整備交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2128号農林水産省農村振興局長通知)別紙4-1に定められた事業のうち調査設計事業	10
6	農業競争力強化基盤整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2092号農林水産省事務次官通知)第4の2に定められた実施主体	農業競争力強化基盤整備事業実施要領(平成24年2月26日付け24農振第2092号農林水産省事務次官通知)第2の2に基づく事業	農業競争力強化基盤整備事業実施要領(平成24年2月26日付け24農振第2092号農林水産省事務次官通知)別紙2第3の2に定められた地区	経営体育成促進進換地等調整事業	15
7	農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2098号農林水産省事務次官通知)第20の2の(1)に定められたものうち都道府県以外の実施主体	農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2098号農林水産省事務次官通知)に基づく事業のうち、第20の1の(2)の①のアの(ア)に基づく事業のうち実施計画策定事業	農山漁村地域整備交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2128号農林水産省農村振興局長通知)別紙1-1に定められた事業のうち調査設計事業	農山漁村地域整備交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2128号農林水産省農村振興局長通知)別紙1-1に定められた事業のうち調査設計事業	15
8	農地中間管理機構開連農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省事務次官通知)第4の2に定められた実施主体	農地中間管理機構開連農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省事務次官通知)第2の2に基づく事業	農地中間管理機構開連農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省事務次官通知)別紙2第3の2に定められた地区	農地中間管理機構開連農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省事務次官通知)別紙2第3の2に定められた地区	15
9	別表2に定める事業実施主体	農業農村整備推進交付金特設事業	別表2に定める事業工種及び実施要件とする	別表2に定めるメニュー名称とする。	一般地域 40 中山間地域 50 特認 50 定額

注1、交付率欄の交付率は上限とする。なお、土地改良法等に基づき補助が定められている場合の交付率は( )とする。  
 注2、交付対象事業の予算が一括交付金等、新たな補助事業の創設などにより手当てされる場合も有効。また、事業が廃止されたものは、交付対象外となる。  
 注3、各事業要綱に定められた実施要件等の根拠は策定年度時点のものであり、要綱要領の改正のみを理由とする修正は行わないものとする。



別表2

事業工種	実施要件	メニュー名称	事業実施主体
<p>1. 国庫補助事業の対象とならない規模な事業であって、事業の必要性及び効果が明らかで技術的に可能な以下の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 区画整理事業</li> <li>② 農業用排水施設整備事業</li> <li>③ 農道整備事業</li> <li>④ たため池等整備事業</li> <li>⑤ さく井事業</li> <li>⑥ 暗渠排水事業</li> <li>⑦ 客土事業</li> </ul>	<p>1. 受益面積中山間地域(6法指定地域(注1))にあっては、0.5ha以上とし、その他の地域にあっては1ha以上とする。</p> <p>2. その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① の区画整理にあっては1耕区の面積が10a以上とすること。</li> <li>⑥ の暗渠排水にあっては排水不良が明確であること。</li> </ul> <p>但し、弾丸暗渠等の補助暗渠は対象外とする。</p> <p>⑦ の客土は10a当たりの客土量が50m<sup>3</sup>以上とすること。</p> <p>但し、中山間地域(6法指定地域)にあって、地域住民自らが描いた「集落ビジョン」が策定してあるか、策定見込みの集落においては、上記の0.5ha以上の面積要件は設けないものとする。</p> <p>この場合、①～⑦の事業費の合計は、1地区(1集落ビジョン)あたり10,000千円未満とする。</p> <p>また、1地区(1集落ビジョン)における定額補助は、材料費、機械リース代を対象とし2,000千円を上限とする。</p>	<p>① 区画整理事業</p> <p>② 農業用排水施設整備事業</p> <p>③ 農道整備事業</p> <p>④ たため池等整備事業</p> <p>⑤ さく井事業</p> <p>⑥ 暗渠排水事業</p> <p>⑦ 客土事業</p>	<p>市町村 土地改良区等</p>
<p>2. 国庫補助事業の対象とならない農村生活環境整備事業であって、事業の必要性及び効果が明らかで技術的に可能な以下の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 集落道路整備事業</li> <li>② 集落排水路整備事業</li> <li>③ 水辺環境整備事業等</li> <li>④ 集落景観整備事業等</li> </ul>	<p>① 集落道路整備は、農業集落内の道路で農業機械の運行や農産物の集出荷等農業生産及び農村生活環境の改善に資するもので、延長500m未満、幅員3m以上とする</p> <p>② 集落排水路整備は、農業集落内の排水路で生活環境の改善に資するもので延長500m未満とする</p> <p>④ 集落景観整備等は、農業集落内の公共広場や公共施設等の周辺環境美化及び棚田景観等の集落景観に資するものとし、1箇所当たりの事業費が200万円以上、1千円未満とする。</p>	<p>① 集落道路整備事業</p> <p>② 集落排水路整備事業</p> <p>③ 水辺環境整備事業等</p> <p>④ 集落景観整備事業等</p>	<p>市町村</p>
<p>3. 知事が特に認める事業</p>	<p>県営及び団体営事業等で造成された農業用排水施設及び農業生産機能や多面的機能の維持に資する施設の保全・整備に関する事業であり、かつ、緊急的な事業であって、知事が認める事業とする。</p> <p>また、中山間地域(6法指定地域)にあって、地域住民自らが描いた「集落ビジョン」が策定してあるか、策定見込みの集落において、集落維持のために知事が特に認める事業。</p>	<p>特認事業</p>	<p>市町村 土地改良区等</p>

注1:6法指定地域とは

- ① 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第115号)第2条に規定する過疎地域
- ② 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- ③ 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- ④ 半島振興法(昭和160年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- ⑤ 特定農山村地域における農林業の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域
- ⑥ 棚田地域振興法(令和元年度法律第四十二号)第2条第2項の規定に基づき指定された指定棚田地域



# 団体営農業農村整備事業

## <事業目的>

農業生産性の向上、農業の競争力強化のため、農業生産基盤の整備、農地の大区画化や汎用化、水利用・水管理の効率化や省力化に必要な整備を実施し、農業の構造改革を推進します。また、農村集落の安心安全を確保するために防災減災対策を実施し、災害に強い農村づくりを推進します。

## <背景／課題>

- ・ 農地の区画狭小・排水不良、用水不足などの生産基盤の問題が、経営規模の拡大や農作物の高付加価値化・品質向上等の取り組みの支障となっています。
- ・ 農業水利施設の老朽化が進行しており、その更新が課題となっています。

## <事業内容>

- 1 農地耕作条件改善型  
農地中間管理事業を重点的に実施する区域において、農地の区画拡大や汎用化等の基盤整備（農業用排水施設、暗渠排水、区画整理、農作業道等）を実施
- 2 水利施設等保全高度化型  
農業用排水施設及び関連する附帯施設の新設、保全整備（補修・改修）を実施
- 3 農業水路等長寿命化・防災減災型  
農業用排水施設及び関連する附帯施設の長寿命化対策（補修・改修）を実施
- 4 集落基盤整備型  
農業生産基盤の整備とその機能の発揮に不可欠な集落基盤の整備を一体的に実施
- 5 農地防災型  
災害発生の恐れのある農業用排水施設等の整備を実施

## <事業主体>

市町村、土地改良区等（1～5 共通）

## <補助率>

- 1：国 50(55)/100 県 14/100、又は定額助成  
2～5：国 50(55)/100 県 14/100 等

## <主な採択要件>

- 「3 農業水路等長寿命化・防災減災型」については、以下に掲げる要件を全て満たすもの。
- (1) 事業費が 200 万円以上であること。
  - (2) 受益者数が農業者 2 人以上であること。
  - (3) 1 地区あたりの工事工期が原則 3 か年以内であること。

【お問い合わせ先：農地整備課 生産基盤班 096-333-2412】



## 農業生産基盤整備事業（県営経営体育成基盤整備事業）

### <事業目的>

将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、地域の実情に応じた基盤整備事業を総合的・一体的に実施します。また、土地利用の調整を行うソフト事業を一体的に実施して、担い手への農地集積を促進し、生産性の高い農業構造の実現を図ります。

### <背景／課題>

- ・ 今後、高齢農業者のリタイアが見込まれる中、農地の維持保全を図り、農業を成長産業化していくためには、担い手に農地を集積していく必要があり、国は今後 10 年間で担い手が利用する面積が全農地面積の 8 割を占める農業構造を目指すこととしています。
- ・ 担い手への農地集積には、区画の整形・拡大及び用排水路、農道等の総合的な整備による労働生産性が高い生産基盤が必要です。
- ・ また、水田の排水性向上を図ることで、高収益作物等の導入が可能となり、農業経営の選択性の拡大と所得向上に資することができます。

### <事業内容>

#### 主な工種

- ・ 農用地等の区画形質の変更
- ・ 農業用排水施設の新設、廃止及び変更
- ・ 農道の新設、廃止及び変更
- ・ 客土
- ・ 暗渠排水の新設又は変更

### <事業主体>

県

### <負担割合>

国50% (55%)、県27.5%、地元22.5% (17.5%) [( )は法指定地域]

国62.5%、県27.5%、地元10% ※農地中間管理機構関連農地整備事業

【お問い合わせ先：農地整備課 生産基盤班 096-333-2412】

# 県営経営体育成基盤整備事業概要

川登地区(荒尾市)

実施前(H25)



(事業実施前)

集積率25.1%、担い手戸数7戸  
担い手経営面積9.6ha

実施後(H27)



(事業実施)

集積率75.1%、担い手戸数11戸  
担い手経営面積26.4ha

## (1) 事業内容

・効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、意欲と能力のある経営体が活躍できる基盤整備を行うもの。

## (2) 実施地区

・昭和地区(八代市)  
外19地区

## (3) 事業の成果

- ・排水対策の結果、農地の汎用化が図られ裏作の作付けが増加した。
- ・用水の自動化により、水管理の労力が減少した。
- ・農地の面的集積により営農労力の省力化が図られる。



事業により大区画化が図られたほ場



大型機械の導入状況

(事業の成果)

大区画化されたことにより、省力化が図られている。大型機械の導入が可能となった。



裏作の作付状況



施設園芸の拡大

(事業の成果)

安定した用水の供給により、裏作作付面積及び作付品種の拡大が図られている。ハウス等の施設園芸の拡大

## 農業生産基盤整備事業（県営かんがい排水事業）

### <事業目的>

農業生産の基礎となる水利条件の整備（水源施設、用排水機場、用排水路等の農業用排水施設の整備）を行い、水利用の安定、合理化及び水田の汎用化を図ることにより、高品質、低コストの売れる農産物づくりを支援します。

また、水辺空間等を活用した快適な農村生活環境の整備を推進します。

### <背景／課題>

- ・ 農業水利施設の未整備や老朽化のため、農業用水の不足や排水不良があり、安定した農業生産の支障となっています。
- ・ かんがい施設の整備については、作物の生育に最適な水管理が可能となり、農業生産の安定向上が図られ、多様な作物の導入が可能となります。

排水施設の整備については、水田が乾田化され、農業生産の安定向上が図られ、麦、大豆、野菜等の畑作物やハウスによる施設園芸の導入が可能となります。

また、これらの整備と併せて周辺景観や親水自然環境に配慮した事業を行うことにより、広く都市住民等へ潤いと安らぎの場を提供することができます。更に、農村地域における秩序ある土地利用を実現し、良好な営農条件を備えた生産性の高い優良農用地を確保します。

### <事業内容>

- 1 かんがい排水事業（基幹水利施設整備型）  
農業用排水施設の新設または更新
- 2 かんがい排水事業（排水対策特別型）  
米穀生産の転換を図るため必要な排水機、排水樋門、排水路等の新設または改修
- 3 基幹水利施設ストックマネジメント事業（基幹水利施設保全型）  
県営事業等により造成された、頭首工や排水機場等の基幹的水利施設の補修、補強及び更新
- 4 水利施設等保全高度化事業（旧事業名：農業水利施設保全合理化事業）  
担い手への農地集積を図るため農業用排水施設の新設または更新

<事業主体> 県

<負担割合> 国 50～55／100、県 25～29／100、地元 17.5～25／100

【お問い合わせ先：農地整備課 生産基盤班 096-333-2412】

## 県営かんががい排水事業【かんががい排水事業（基幹水利施設整備型）】概要

### (1) 事業内容

農業生産の基礎となる農業用水の確保や農業用水の適期・適量供給及び排水改良を目的として、農業用排水施設（ダム、頭首工、用排水機場、基幹用排水路等）の整備を行うもの。

### (2) 実施地区

（今年度の実施地区無し）

### (3) 事業の成果

- ・ 用水の安定供給により、農業経営の安定及び高品質化
- ・ 作付可能な農作物品種の拡大
- ・ 耕作放棄地が減少し、周辺農地の環境が向上



（事業実施前）

適切な用水が確保できず耕作が放棄され荒れた農地



H17年度に完成した五和東部ダム（天草市）

（事業実施前）

農業用排水施設の整備を安定的な用水確保を行う。



末端圃場への灌漑状況

（事業の成果）

安定した用水の供給により、計画的な作付や高品質化が図られている。また、農地として適切に利用されている。



（事業の成果）

安定した用水の供給により、作付品種の拡大が図られている。



## 県営かんがい排水事業【かんがい排水事業（排水対策特別型）】概要

### (1) 事業内容

水田の排水条件が不良で転作が困難な地域を対象に水田の汎用化のための排水路、排水機場等の新設又は改修及びこれらに附帯して行う用水施設の整備を行うもの。

### (2) 実施地区

第一海路口地区（熊本市）  
外2地区

### (3) 事業の成果

- ・湛水被害の減少
- ・作付可能な農作物品種の拡大
- ・排水改良により地下水管理が可能となり、転作作物の導入が図られ、田畑輪換を中心とした、効率的な水田営農が可能
- ・耕作放棄地が減少し、周辺農地への環境が向上



(事業実施前)

排水条件が不良で湛水被害が生じている農地



(事業実施前)

排水路の排水能力が低く、常に地下水位が高い状態で、収量・品質の低下が懸念される。



排水路の整備

排水機場の整備

(事業実施)

排水機場、排水路の整備により、湛水被害の防止や地下水位の低下を図る。



(事業の成果)

湛水被害の不安解消、地下水管理が可能となり農作物の品種拡大、高品質化が図られている。

## 県営かんがい排水事業【基幹水利施設ストックマネジメント事業】概要

### (1) 事業内容

国営、県営土地改良事業等により造成された、頭首工、排水機場等基幹的水利施設の機能維持、安全確保のために必要な機能保全対策工事を行うもの。

### (2) 実施地区

玉名4期地区(玉名市)  
外3地区

### (3) 事業の成果

- ・基幹的水利施設の機能維持(長寿命化)及び安全性の確保
- ・従前とおりの安定した用水が供給されるため、安定した営農が可能
- ・集落営農等の計画的、継続的な営農体制の維持が可能



## 県営かんがい排水事業【水利施設等保全高度化事業】概要

### (1) 事業内容

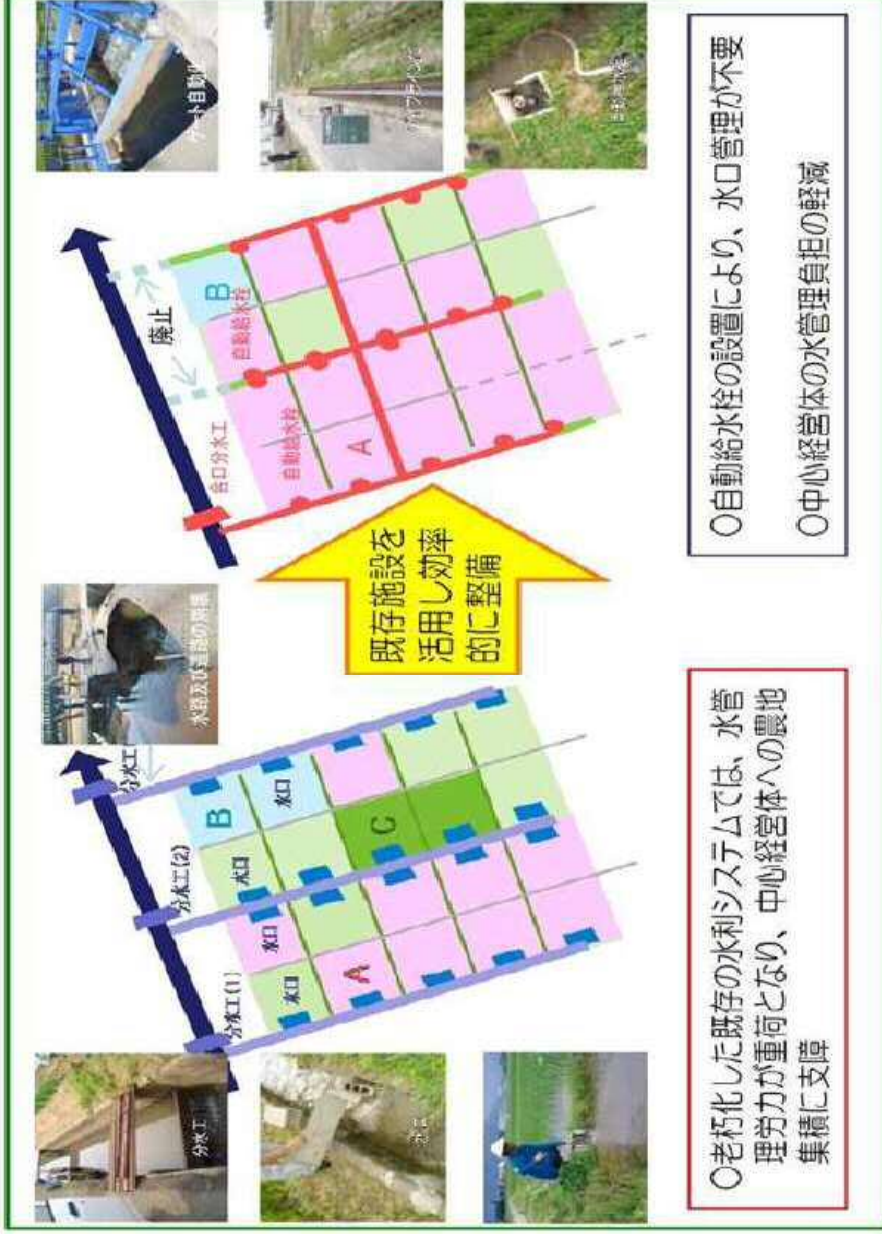
農業の生産効率を高め競争力を強化するため、農業用排水施設の 신설及び更新を行い、水管の省力化及び農業水利施設の長寿命化や安全性を向上し、担い手への農地集積を行うもの。

### (2) 実施地区

松の木堰地区(熊本市)  
外15地区

### (3) 事業の成果

- ・水管理に係る労力の軽減
- ・農業用排水施設の機能維持(長寿命化)及び安全性の向上
- ・担い手への農地集積加速化による農業競争力の強化



○老朽化した既存の水利システムでは、水管管理力が重荷となり、中心経営体への農地集積に支障

○自動給水栓の設置により、水口管理が不要  
○中心経営体の水管理負担の軽減

担い手への農地集積を加速化し、競争力を強化



# 農業生産基盤整備事業（県営畑地帯総合整備事業）

## <事業目的>

畑地における担い手の育成・強化を図り、多様な営農形態にきめ細かく対応するため、区画整理や用排水施設、農道等の生産基盤の整備を総合的に行い、畑作物の生産の振興及び畑作経営の改善・安定を図ります。

## <背景／課題>

- ・ 今後、高齢農業者のリタイアが見込まれる中、農地の維持保全を図り、農業を成長産業化していくためには、担い手に農地を集積していく必要があり、国は今後10年間で担い手が利用する面積が全農地面積の8割を占める農業構造を目指すこととしています。
- ・ また、畑地帯においては、担い手への農地集積とあわせて、消費者のニーズに応じた良質で多様な野菜・果実等の畑作物を効率的に生産し、国際競争力を有する産地を形成・強化が必要となります。
- ・ このため、畑作物の品質向上、収量の増大・安定化、作付作物の多様化等を可能とするかんがい施設や排水施設、労働生産性向上、経営規模の拡大に資する農道や区画整理区画を一体的に整備し、地域の営農ビジョンに沿った担い手への農地集積と競争力の高い産地形成を図ります。

## <事業内容>

主な工種は、①農用地等の区画形質の変更、②農業用排水施設の新設、廃止及び変更、③農道の新設、廃止及び変更、客土、暗渠排水の新設又は変更

## <事業主体>

県

## <負担割合>

一般地区 国 50%、県 25～27.5%、地元 22.5～25%  
一般地区（中山間地域等） 国 55%、県 25～27.5%、地元 17.5～20%

## <採択要件>

- 1 担い手育成対策については、受益面積が20ha以上（中山間地域は10ha以上）、また、担い手支援対策については、受益面積が30ha以上であること。ただし、樹園地については、知事が事業の難易度、地区の事情等を総合的に勘案し、担い手支援対策で実施することがやむを得ないと判断したものは、おおむね5ha以上の団地の合計が10ha以上であること。
- 2 担い手育成対策については、担い手への農地集積に係る計画が策定され、計画に定める目標年度までに担い手の経営等農用地利用面積の割合が一定以上の割合となること。

【お問い合わせ先：農地整備課 生産基盤班 096-333-2412】

## 県営畑地帯総合整備事業概要

- (1) 事業内容  
 経営規模拡大を志す担い手への農地の面的集積の推進と、農業経営の確立に資するため、畑地の区画整理や用排水路・道路整備を総合的に行い、多様な農業形態に対応できる畑地帯に改善する。

- (2) 実施地区  
 大口西部地区（宇城市）  
 外3地区

- (3) 事業の成果
- ・区画整理による労働生産性の向上、経営規模拡大
  - ・用水の安定供給による収量増大及び高品質化、作付品種の選択性拡大
  - ・耕作放棄地の減少による、農村環境・景観の向上



(事業実施前)  
 生産性が低く、耕作が放棄され荒れた農地(樹園地)



(事業の成果)  
 大区画で作業効率が良いと生産性の高い農地(樹園地)



(事業実施)  
 パイプラインによる農業用水の整備



(事業の成果)  
 安定した用水の供給により、作付品種の拡大が図られている。

# 農村地域防災減災事業

## <事業目的>

農業生産の維持、農業経営の安定および地域住民の暮らしの安全を確保するため、農業用排水施設および海岸保全施設等の整備を行い、災害に強い農村づくりを推進します。

## <背景／課題>

- 近年、集中豪雨の増加による洪水被害が懸念される一方、排水機場や農業用ため池などの農業用排水施設等の老朽化が顕在化しています。
- 急傾斜地帯や地すべり防止区域では、農用地や農業用施設等が被害に見舞われることが懸念されています。また、石綿を含有する農業用管水路の破損等により、将来的に農業者等の健康被害が懸念されています。
- 干拓地帯等を防護している農地海岸については、天端高の不足や老朽化が進行し、高潮等による被害発生が懸念されています。
- このような状況の中、緊急性や重要性の観点から優先度に応じて、本事業による農業用排水施設等の整備を実施し、災害に強い農村づくりを推進します。

## <事業内容>

- 1 農地防災事業
  - ①防災ダム事業
  - ②ため池等整備事業（ため池整備、用排水施設等）
  - ③湛水防除事業
- 2 農地保全事業
  - ①農地保全整備事業
  - ②地すべり対策事業
  - ③特定農業用管水路等特別対策事業
- 3 海岸保全事業
  - ①高潮対策事業
  - ②老朽化対策事業
  - ③津波・高潮危機管理対策事業
  - ④効果促進事業
- 4 調査事業  
計画的に防災対策を推進するために行う農業用ため池のハザードマップ作成等

## <事業主体>

1～3：県 4：市町村

## <補助率>

1～3：国 50～55/100、県 25～50/100、地元 0～25/100  
4：国：100/100

【お問い合わせ先：農地整備課 防災班 096-333-2417】

## 防災ダム事業

### 事業目的

洪水調節用のダムの改修、ため池等の嵩上げ等を行うことにより、台風、豪雨等の洪水による農業被害や公共施設、家屋、人命等への被害を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土の保全に貢献します。



ダムの改修



耐震性の向上



### 事業内容

#### 【事業内容】

- ①防災ダム工事：洪水調節用のダム（余水吐その他の付帯施設を含む。）の新設又は改修
- ②防災ため池工事：洪水調節機能の賦与・増進のための農業用ため池の改修（①に掲げるものに該当するものを除く。）
- ③地震対策ため池防災工事：耐震性の向上のための農業用ため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修

#### 【事業実施主体】

- ①、②：都道府県
- ③：都道府県又は市町村



## ため池等整備事業(一般)

### 事業目的

老朽化し早急に整備が必要なため池及び用排水施設の整備や傾斜地等の土砂崩壊防止施設、湖岸堤防の改修等のハード整備を行うとともに、ハザードマップ等のソフト対策を行うことにより、災害の未然防止又は被害の最小化を図り、地域の防災安全度の向上に貢献します。



改修前のため池



改修後のため池



整備されたため池の全景

### 事業内容

#### 【事業内容】

- ①ため池整備工事  
災害の発生のおそれがあるため池の整備
- ②ため池機能保全工事  
災害発生の防止等が必要なため池の浚渫
- ③水質改善工事  
水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事
- ④管理施設の整備  
洪水等からの安全を確保するために必要な管理施設の整備
- ⑤利活用保全整備工事  
ため池等の利活用保全又は周辺環境の整備を行うために必要な施設の整備等
- ⑥用排水施設整備工事
  - ・災害の発生のおそれがある頭首工、用排水路等の整備
  - ・湛水被害を防止するために緊急に行う排水路等の整備（緊急防災工事という）
  - ・土砂の崩壊を防止するための土留工等の整備
- ⑦湖岸堤防工事  
災害の発生のおそれのある池、沼に隣接する堤防等の整備
- ⑧ため池等農地災害危機管理対策事業  
防災情報管理システムの整備、施設の適正な防災管理に必要な観測機器等の設置、ハザードマップの作成支援等
- ⑨ため池保全体制整備事業  
ため池環境保全体制の整備
- ⑩ため池緊急防災対策事業  
人家、人命、公共施設等に被害を及ぼすおそれの high たため池を対象として、計画的に防災対策を推進するために行う調査及び諸元等の詳細情報の整備

#### 【事業実施主体】

都道府県又は市町村、土地改良区等

## 湛水防除事業

### 事業目的

流域の開発、地盤沈下等の立地条件の変化、河川改修等による流況の変化により排水条件の悪化した地域を対象に、排水施設の整備を行い、湛水被害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土の保全に貢献します。



溢水した排水路



湛水防除事業により整備された排水路



湛水防除事業により整備された排水機場

### 事業内容

#### 【事業内容】

##### ①排水施設整備対策工事

湛水被害を防止するために行う排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水路等の排水施設の新設又は改修

##### ア 排水施設整備工事

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずる恐れのある地域で、これを防止するために行う排水施設の新設又は改修

##### イ 排水管理施設整備工事

同一水系の排水河川に係る地域である等排水施設の一元管理を必要とする地域で、湛水被害の発生を防止する排水管理に必要な施設の新設又は改修（アと併せ行うものを除く。）

##### ウ 湛水防除施設改修工事

アにより整備された排水施設の耐用年数が経過した後に、その機能低下により再び湛水被害を生ずる恐れのある地域で、これを防止するために行う当該施設の変更

##### ②クリーク防災機能保全対策工事

クリーク（農業用の水路網）地域の溢水被害及び水路機能障害を防止するために都道府県が定める「クリーク地域防災機能保全対策基本計画」に基づき行う排水施設の改修、農業用道路の改修、暗渠排水及び整地

#### 【事業実施主体】

- ①都道府県又は市町村（小規模に限る。）
- ②都道府県

## 農地保全整備事業

### 事業目的

急傾斜地帯や侵食を受けやすい性状の特殊土地帯、又は風害等を受けやすい地域において、排水施設や防風施設等の整備を行うことにより、農用地の保全と災害の未然防止を図るとともに、優良農地を確保し農作物の生産性の向上に貢献します。



集中豪雨による特殊土地帯の災害



農地保全整備事業により整備された排水路



農地保全整備事業により整備された水兼農道

### 事業内容

#### 【事業内容】

##### ①農地侵食防止工事

- ・急傾斜地帯や侵食を受けやすい土地帯における排水路等の整備又は風食、風害等を受けやすい地域における防風施設の整備
- ・上記と併せ行うことが技術的、経済的に適当と認められる農道等の整備
- ・農耕に支障のある特殊土壌又はさんご、石れき等の排除工事

##### ②特殊農地保全整備工事

南九州畑作振興地域及び沖縄県の特殊土地帯において、農用地の保全対策と営農基盤の整備を総合的に実施するため、農地侵食防止工事に併せ行うほ場整備、畑地かんがい、農地開発等

##### ③農地機能保全対策工事

地盤の相当部分が泥炭土であることに起因する地盤沈下又は火山性土壌等に起因する土壌侵食等により、農作物の生育が阻害され、農作業の能率が低下することを防止するための整地、暗渠排水、農道等の整備

##### ④特殊自然災害対策工事

特殊な自然災害に起因し、農地のかい廃又は農作物の生育阻害を防止するために必要な土壌改良又は栽培管理施設若しくは農地被覆施設の整備

#### 【事業実施主体】

##### ①都道府県又は市町村、土地改良区等

(排除工事にあつては、市町村、土地改良区等。ただし、北海道にあつては道又は市町村、土地改良区等)

##### ②都道府県（沖縄県にあつては、県又は市町村、土地改良区等）

##### ③都道府県

##### ④都道府県又は市町村、土地改良区等

## 地すべり対策事業

### 事業目的

地すべり防止区域内において地すべり対策を実施することにより、農用地・農業用施設をはじめ人家、人命及び公共用施設等の被害を防止し、国土の保全と安全で快適な生活環境の実現に貢献します。



地すべりの発生及び地すべりのおそれ



地すべり対策工事の実施



地すべり対策工事の完了

### 事業内容

#### 【事業内容】

##### ①防止工事

地すべり活動を防止又はその原因を除去するための工事で、主に地表水排除工、地下水排除工、杭打工、擁壁工等の整備

##### ②関連工事

地すべり活動を間接的に防止することを主目的としたかんがい排水施設、ため池、農道、区画整理、暗渠排水等の整備

#### 【事業実施主体】

##### ①都道府県

##### ②市町村、土地改良区等

## 公害防除特別土地改良事業(特定農業用管水路等特別対策事業)

### 事業目的

施設の老朽化に伴う、石綿を含有する製品の破損等により、将来的に農業者等の健康を害するおそれが懸念されることから必要な対策を講ずることにより、石綿に起因する影響を未然に防止し、農業経営の安定及び農業の維持に貢献します。



石綿が使用された機場における維持管理作業



著しく老朽化し撤去された石綿セメント管

### 事業内容

#### 【事業内容】

- ①石綿等が使用されている農業用管水路の撤去（撤去することが著しく困難又は不適當な場合において行う当該石綿等の劣化及び飛散防止措置を含む）及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更
- ②①の農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更
- ③石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更

#### 【事業実施主体】

都道府県又は市町村、土地改良区等

## 海岸保全施設整備事業（高潮対策）

### 事業目的

国民経済上、及び民生安定上重要な地域において、高潮、津波、波浪による浸水災害を未然に防ぐことにより、国土の保全に貢献します。



堤防整備状況



消波ブロック整備状況

### 事業内容

#### 【事業内容】

高潮、波浪又は津波により被害が発生するおそれのある地域について、過去における高潮、波浪、津波等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。）を行う事業。

#### 【事業実施主体】

海岸管理者（都道府県又は市町村）

## 海岸堤防等老朽化対策事業

### 事業目的

築造後相当な年月が経過し、部材の経年変化や波力等の影響による損傷や機能低下が進行している海岸堤防等海岸保全施設において、予防保全型の維持管理を導入し、効率的な維持管理・更新を実施することにより、海岸保全施設の維持管理・更新に係るトータルコストを縮減し、費用の平準化を図ります。

#### 長寿命化計画策定



打音による空洞化調査状況



ファイバースコープによる空洞等の詳細調査



鉄筋かぶり厚調査状況



地中レーダー探査による空洞化調査実施状況

#### 老朽化対策の実施例



対策前



対策後



対策前



対策後

### 事業内容

#### 【事業内容】

##### (1) 長寿命化計画の変更

- ① 海岸保全施設の機能診断
- ② ①の診断を踏まえた長寿命化計画の変更

##### (2) 老朽化対策

- ① 海岸保全施設の老朽化調査
- ② ①の調査結果を踏まえた老朽化対策計画の策定
- ③ ②の老朽化対策計画に基づいて実施する老朽化対策工事（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。）

#### 【事業実施主体】

海岸管理者（都道府県又は市町村）

## 津波・高潮危機管理対策事業

### 事業目的

津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策並びに気候変動を踏まえた海岸保全基本計画を行うことにより、津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護を推進します。



水門・樋門等の  
自動化・遠  
隔操作化



潮位計等の観測施設の設置



データ収集・処理  
・伝達システムの整備



沿岸監視カメラ・越波情報提供  
システムの整備

### 事業内容

#### 【事業内容】

一連の防護区域を有する海岸において海岸管理者が作成する津波・高潮危機管理対策緊急事業計画に基づき、以下の対策を総合的に実施

- ①水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。）
- ②堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備（防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設・改良に伴う既存施設の撤去を含む。）
- ③津波・高潮ハザードマップ作成支援（浸水想定区域調査、耐震調査、避難路調査等）
- ④津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備
- ⑤津波防災ステーションの整備
- ⑥避難対策としての管理用通路の整備
- ⑦避難用通路の設置（堤防スロープ等）
- ⑧漂流物防止施設の整備
- ⑨水門等の整備・運用計画策定支援（計画策定に要する調査を含む。）
- ⑩海岸保全基本計画の変更支援（海岸の防護に関する事項及び施設の整備に関する事項等）

#### 【事業実施主体】

海岸管理者（都道府県又は市町村）